

令和元年度

横浜市磯子区民文化センター指定管理者選定評価委員会

報告書

令和元年9月

1 経緯

横浜市磯子区民文化センターの指定管理者の選定にあたり、横浜市磯子区民文化センター指定管理者選定評価委員会（以下、「選定評価委員会」という。）は、応募団体から提出された応募書類の審査や面接審査を行いました。

このたび、選定評価委員会による審査が終了し、指定候補者を選定しましたので、ここに選定結果を報告します。

2 横浜市磯子区民文化センター指定管理者選定評価委員会委員（委員長以下、五十順）

委員長 中島 秀男（株式会社乃村工藝社 P P P 事業部 P P P プロデューサー）

委員 大野 幸子（和光大学 経済経営学部経営学科准教授）

寺井 恵子（磯子区文化協会 邦楽部 理事）

徳永 正洋（東京地方税理士会横浜南支部税理士）

三上 勇夫（磯子区連合町内会長会副会長）

3 審査の経過

令和元年 5 月 7 日 令和元年度第 1 回横浜市磯子区民文化センター指定管理者選定評価委員会
（公募・選定スケジュール、公募関係書類、審査基準、審査方法の決定等）

令和元年 5 月 24 日 公募開始（公募要項等を磯子区ホームページへ掲載）

令和元年 6 月 11 日 応募説明会・現地見学会（任意参加）（参加 11 団体 18 名）

令和元年 6 月 18 日 公募要項等に関する質問の受付（1 団体 4 問）

～ 6 月 19 日

令和元年 7 月 23 日 応募書類受付の開始

令和元年 7 月 24 日 応募書類受付の終了（1 団体提出）

令和元年 8 月 28 日 令和元年度第 2 回横浜市磯子区民文化センター指定管理者選定評価委員会
（面接審査、審査・選定）

4 応募団体

1 団体から応募がありました。

公益財団法人横浜市芸術文化振興財団／特定非営利活動法人チーム杉劇／有限会社アイコンクス／株式会社ニックスサービス 共同事業体（現指定管理者）

5 審査にあたっての考え方

選定評価委員会では、「横浜市磯子区民文化センター指定管理者公募要項」（以下、「公募要項」という。）においてあらかじめ定めた「評価基準項目」（別添）に従って、応募団体から提出された応募書類の審査及び面接審査（応募団体によるプレゼンテーション及び質疑）を行い、指定候補者を選定することとしました。

点数については、各委員 200 点（現指定管理者については 205 点）を持ち点とし、各委員の点数の合計を評価点としました。

なお、最低基準点は、「その他 応募団体が現指定管理者である場合の管理運営実績」を除く合計（200 点）に委員数を掛けた合計点の 6 割とし、最低基準に満たない場合は選定されないこととしました。

6 応募者の制限

応募団体について、応募書類により、公募要項に定める応募の資格を持ち、欠格事項、失格事項に該当しないことを確認しました。

(参考 公募要項 10～11 ページ)

6 指定管理者の選定に関する事項

(6) 応募条件等

ア 応募者の資格

法人その他の団体（以下「団体」という。）、または複数の法人等が共同する共同事業体

イ 欠格事項

次に該当する団体又は共同事業体は、応募することができません。

(ア) 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税及び労働保険料を滞納していること

(イ) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにもかかわらず、その手続きを行っていないもの。

(ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること

(エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けた団体又は共同事業体であること

(オ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていること

(カ) 選定委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること

(キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること

(ク) 2年以内に労働基準監督署からは正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

(途中省略)

オ 接触の禁止

選定委員、本市職員その他の本件関係者に対して、本件応募について直接・間接を問わず接触を禁じます。

選定評価委員会が行う面接審査は、応募団体毎に実施します。この際、他の応募団体及び関係者は、会場に入室できず、別室で待機いただきます。また、傍聴者との接触を禁じます。

カ 重複応募の禁止

応募は、一団体につき、一案とします。複数の応募はできません。

また、一つの団体が複数の共同事業体に参加することも認められません。

キ 応募内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加は原則できません。ただし、特段の合理的理由があり、選定評価委員会が認めた場合はこの限りではありません。

ク 団体職員以外による、以下の行為の禁止

応募にあたって、応募団体（共同事業体に当たっては、構成団体）の職員以外が、以下の行為を行うことを禁止します。

(ア) 現地見学会・応募説明会への代理出席

(イ) 事業計画書等、提出書類の作成（作成に関する技術的な助言等は可とします）

(ウ) 選定評価委員会の面接審査への出席

ケ 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は、失格となることがあります。

(ア) オークの禁止事項に該当するなど、公募要項に定める手続きを遵守しない場合

(イ) 応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

	4-5 「使命5：利用者本位の運営を行うとともに、文化施設としての専門性を発揮して、利用者の文化活動がより良い活動となるよう支援を行い、磯子区民に親しまれる施設となる。」を達成するための提案 (20点×5人=100点)	72
	4-6 「使命6：適切な維持管理を行い、法令を遵守することで、安全で快適な施設を維持する。日常的に不具合箇所を確認し、小破修繕で対応できる予防的修繕にも着実に取り組む。複合施設に設置されている施設として、施設全体の維持管理において適切な役割を担う。」を達成するための提案 (20点×5人=100点)	80
5 収支計画及び指定管理料	5-1 利用料金の考え方と具体的な料金設定、支払方法や割引料金・減免等の運用方法の考え (10点×5人=50点)	40
	5-2 指定管理料のみに依存しない収入構造、経費削減等効率的運営の努力 (10点×5人=50点)	38
	5-3 5年間の収支及び収支バランス(指定管理料の提案含む) (10点×5人=50点)	38
6 総合	6-1 施設全体の運営に対するアイデア・ノウハウの一層の活用 (10点×5人=50点)	42
	6-2 提案書全体に対する評価 (10点×5人=50点)	40
その他	応募団体が現指定管理者である場合の管理運営実績 (±5点×5人=±25点)	13
	合計 1,025点	786

8 審査講評

提案書は良く書けており、多くの事業を実施・提案している点、アウトリーチ型の事業が増えている点、現指定管理者として利用者等との良好な関係性が築けている点等は評価できる。

提案内容全体については、現指定管理者ということもあり、新規性をどう打ち出すかというのが、次期の提案として非常に重要だったが、ベテランであるがゆえの安定志向になってしまい、新しい発想が生まれづらくなってきているのではないかと感じた。これまでの運営の延長であっても、今までどおりでは困るということはぜひ御理解いただきたい。

また、提案内容を見ると、磯子区の中でこじんまり活動を行っているように見えるので、今後は、もっと広範な連携をエリア内外で行い、新しい息吹を磯子に入れることで、磯子区をより良くしていくという力強さを出して行ってほしいと感じた。

「公益財団法人横浜市芸術文化振興財団／特定非営利活動法人チーム杉劇／有限会社アイコニクス／株式会社ニックスサービス 共同事業体」が磯子区民文化センターの指定管理者となった場合は、今一度、磯子区民文化センターが設置された本来の目的を捉え、施設を運営していただきたい。

評価基準項目

※かっこ内の様式番号は、審査の際、参照する提案書類の様式の番号です。

項 目	主な審査の視点	主な確認項目	配点
1 団体の状況			10
(1)団体の状況（財務状況含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・団体が、公の施設の管理運営者としてふさわしい団体であるか ・事業収益性、経営安定性、借入余裕度等が健全であるか 	様式 10、11、12	5
(2)市内中小企業等であるか	<ul style="list-style-type: none"> ・団体（共同事業体の場合は代表団体）が、市内中小企業あるいは地域住民を主体とした施設の管理運営等のために地域住民を中心に設立された団体であるか 		5
2 指定管理業務実施にあたっての基本的な方針			20
(1)市の文化政策かつ施設の使命への理解	<ul style="list-style-type: none"> ・市の文化政策かつ施設への使命を理解しているか。 	様式 13	10
(2)応募理由	<ul style="list-style-type: none"> ・応募理由が、市の施策や地域の特性、施設の設置目的を十分に理解したもののか。また、公益性の高いものか。 ・施設運営・管理・事業実施に熱意が感じられるか 	様式 14	10
3 職員配置・育成			20
職員の確保、配置及び育成	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定者の能力・資質の考えが適切であるか（業務の基準に定める「責任者に期待する役割」を果たし、文化事業の企画・実施や施設管理を的確に行える想定か） ・配置予定者は当該ポジションに適切な人物か。職種や責任体制等は適切に考えられているか。 ・スタッフの育成に関する考え方が適切か ・館を運営するチームとして、一体感あるチームをつくる運営に配慮しているか ・事件・事故、災害等の対応に対して具体的な対応ができる体制が考えられているか ・個人情報保護・情報公開、人権尊重等、本市の施設として、市の重要施策を踏まえた取組となっているか。 ・5年間の指定管理期間を見据えた配置及び育成計画となっているか。 	様式 15、16	20
4 事業計画 施設の使命を達成するための提案			100
「使命1：磯子区の外国人、障害者、様々な経済事情にある方、子どもや高齢者、性別にかかわらず幅広い属性の方などへ、社会的包摂の視点を踏まえ、音楽、演劇、ダンス、美術などの芸術文化に触れる機会を提供することで、感性豊かで多様な価値観を受け入れるための区民文化形成に貢献する。」を達成するための提案	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の使命を理解し、設定された定量指標・定性指標が的確であるか。 ・提案された事業によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか。 	様式 17-1、2	15

<p>「使命2：芸術文化に関する様々な参加の窓口を用意し、地域住民が潜在的に持つ文化芸術活動の可能性を広げることにより貢献する。また、地域で文化活動を主導する人材を増やす。」を達成するための提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施設の使命を理解し、設定された定量指標・定性指標が的確であるか。 提案された事業によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか。 	<p>様式18-1、2</p>	<p>15</p>
<p>「使命3：地域が抱える課題に対して、様々なアプローチにより、文化芸術活動の可能性を広げることにより貢献する。」を達成するための提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施設の使命を理解し、設定された定量指標・定性指標が的確であるか。 提案された事業によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか。 	<p>様式19-1、2</p>	<p>15</p>
<p>「使命4：文化施設として求められる専門性と、地域施設として求められる役割をふまえ、地域の様々な施設・団体・資源（文化施設以外の教育施設、福祉施設、医療施設等）を、芸術文化を通じて結びつけることで、地域コミュニティのベースとなる文化的コモンズの形成に貢献する。」を達成するための提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施設の使命を理解し、設定された定量指標・定性指標が的確であるか。 提案された事業によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか。 	<p>様式20-1、2</p>	<p>15</p>
<p>「使命5：利用者本位の運営を行うとともに、文化施設としての専門性を発揮して、利用者の文化活動がより良い活動となるよう支援を行い、磯子区民に親しまれる施設となる。」を達成するための提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施設の使命を理解し、設定された定量指標・定性指標が的確であるか。 提案された事業によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか。 	<p>様式21-1、2</p>	<p>20</p>
<p>「使命6：適切な維持管理を行い、法令を遵守することで、安全で快適な施設を維持する。日常的に不具合箇所を確認し、小破修繕で対応できる予防的修繕にも着実に取り組む。複合施設に設置されている施設として、施設全体の維持管理において適切な役割を担う。」を達成するための提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施設の使命を理解し、設定された定量指標・定性指標が的確であるか。 提案された事業によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか。 	<p>様式22-1、2</p>	<p>20</p>
<p>5 収支計画及び指定管理料</p>			<p>30</p>
<p>(1) 利用料金の考え方と具体的な料金設定、支払方法や割引料金・減免等の運用方法の考え</p>	<ul style="list-style-type: none"> 利用料金等が適切・適正であり、利用者増を見込めるか 	<p>様式23-A、23-B</p>	<p>10</p>
<p>(2) 指定管理料のみに依存しない収入構造、経費削減等効率的運営の努力</p>	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理料のみに依存しない収入構造となっているか 経費削減等効率的運営の努力の考えが具体的か 	<p>様式24</p>	<p>10</p>
<p>(3) 5年間の収支及び収支バランス（指定管理料の提案含む）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 利用者サービスのための経費や修繕費の配分など、施設の特長や課題に応じた費用配分となっているか 収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっ 	<p>様式25</p>	<p>10</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ているか ・5年間の収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。 		
6 総合				20
(1) 施設全体の運営に対するアイデア・ノウハウの一層の活用		<ul style="list-style-type: none"> ・業務の基準に定める「磯子区民文化センターに求められる使命」に照らして、妥当であるか、実現が可能か。 ・市民理解が得られる公益性がある提案内容か。 	様式 26	10
(2) 提案書全体に対する評価		<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容は公募の趣旨や施設の役割を理解しているものになっているか。 ・提案書は正確に記載されているか。 		10
合計				200
その他				±5
応募団体が現指定管理者である場合の管理運営実績		<ul style="list-style-type: none"> ・第三者評価の結果が優秀であり、要求水準を上回っていたか。(要求水準を下回った場合は、減点対象) ※選定時に評価された特筆すべき提案を達成したか。(達成できなかった場合は、減点対象) 	第三者評価結果	-5～5